

バーゼル条約の担保状況の概要

【バ】はバーゼル法、【廃】は廃棄物処理法による担保・規定を表す。

バーゼル条約・OECD 理事会決定の規定の概要	バーゼル法等における担保状況の概要
1. 規制対象物（適用範囲）【条約第1条、第3条、第11条、OECD 理事会決定】	
<p>条約附属書の担保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条約の適用対象として、「有害廃棄物（附属書 及び締約国の国内法令で定義されるもの）」、「他の廃棄物（附属書 ）」（以下「有害廃棄物等」という。）を定義。 	<p>【バ】条約附属書 に定められた処分作業を行う目的で輸出入されるもののうち、附属書 及び（ ）の要件に該当する物を特定有害廃棄物等として規定。具体的な該当要件は告示で規定。</p>
<p>締約国の法令による有害廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・締約国は、条約事務局に対して、1) 自国の法令により有害と認められる/定義される廃棄物、2) 移動の手続きの要件を通報する。 	<p>【バ】環境省令で指定することで対応する旨規定。</p>
<p>OECD 理事会決定（条約に規定される多国間取決め）への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子部品スクラップ（廃基板等）石炭灰、銅製錬等に伴い生じるスラグ等を、条約に定められた事前通告手続きが OECD 加盟国間の輸出入時には不要な「緑級規制対象物」と規定。 ・2種類以上の廃棄物が混合されたものを「混合廃棄物」と定義。相当量の規制（黄級規制）対象物を含む混合廃棄物は総体規制の対象。 	<p>【バ】条約に規定する多国間取決めに基づく特定有害廃棄物等に政省令で指定。これら政省令により、OECD 理事会決定における「緑級規制対象物」は、OECD 加盟国間での輸出入の際には条約に定められた事前通告手続きが不要となるよう、法の規制対象外に。 （ただし、上述の政省令においては、OECD 理事会決定における「混合廃棄物」に相当する考え方が規定されていない）</p>
2. 締約国の一般的義務【条約第4条】	
<p>輸出入の禁止等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・締約国は、有害廃棄物等の輸入を禁止する場合、条約事務局を通じて他の締約国に通報する。 ・他の締約国は、通報を行った締約国への通報対象となった有害廃棄物等の輸出を許可しない、又は禁止する。 ・非締約国との輸出入を禁止する。 	<p>【バ】我が国が独自に輸入規制の対象とする規制対象物を設ける場合、政令で指定できることとしている。</p> <p>【バ】通報対象とされた物を特定有害廃棄物等に指定した上で、輸出承認を義務づけ、審査基準（基本的事項）により承認しないことで対応（締約国、非締約国向け輸出を問わず共通）。基本的事項は告示で規定。</p>
<p>国内処理施設の利用、越境移動の最小化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・締約国は、廃棄物の環境上適正な処分のため、可能な限り国内の処分施設が利用できるようにすることを確保する。 ・締約国は、有害廃棄物等の越境移動が、有害廃棄物等が環境上適正に処理を受ける方法の下で、最小限度で行われることを確保する。 	<p>【バ】条約等の的確かつ円滑な実施を図るための基本的事項（告示）を定め、この中で越境移動の最小化等を規定することで対応。</p> <p>【廃】国内処理原則の規定とこれに基づく審査基準を規定。</p>
<p>不法取引等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・締約国は、条約違反行為の防止・処罰のための法的措置等をとる。 	<p>【バ】外為法の下で、未承認輸出入は罰せられる。</p> <p>【廃】無承認輸出・無許可輸入は罰せられる。</p>
<p>許可されうる越境移動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・締約国は、有害廃棄物等の越境移動が、輸出国が処分施設・能力を有さない、輸入国で原材料として有害廃棄物等が必要とされている等の限られた場合に限り許可されることを確保する。 	<p>【バ】輸出入とも外為法の承認を義務づけ。輸出は、経済産業省令・環境省令で定める地域向けものは環境大臣が確認。輸入には、環境大臣が意見することが可能。</p> <p>【廃】輸出については輸出先での廃棄物の再生利用の確実性、輸入については適正処理の確保等の要件を審査基準で規定。</p>
<p>運搬者・処分者に係る要件、移動書類の携帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害廃棄物等の運搬・処分が認められ又は許可されている者を除く者の運搬・処分を禁じる。 ・越境移動開始地点から処分地点まで、移動書類の携帯を義務づける。 	<p>【バ】輸出入承認を得た輸出入について、運搬者等に移動書類の携帯が義務付け。</p> <p>【バ】移動書類に記載された内容に従った運搬が行われない場合、罰則の対象となる。</p>
3. 有害廃棄物等の越境移動に係る手続き【条約第6条、OECD 理事会決定】	
<ul style="list-style-type: none"> ・有害廃棄物等の輸出には、輸出国（当局又は輸出者）が輸出に係る計画を輸入国及び通過国の当局に書面で事前通告し、輸入国等から書面による同意を要する。 ・同一特性の有害廃棄物等が同一経路で運搬・処分される場合、複数回の輸出入について最長12ヶ月間の包括的な事前通告及び同意が可能。（ただし、OECD 理事会決定では、「事前の同意が与えられている回収施設」への越境移動は、包括承認期間が最大3年にできる。） 	<p>【バ】外為法に基づく輸出入承認を規定し、輸出時には相手国の書面同意を、輸入時には通告の受領を同法の下での輸出入要件として規定。</p> <p>【バ】通告送付に係る手続きは条約等の的確かつ円滑な実施を図るための基本的事項（告示）において規定。 （ただし、OECD 理事会決定における「事前の同意が与えられている回収施設」に相当する規定は未導入）</p>
4. 再輸入の義務、不法取引への対応【条約第8条、第9条】	
<p>再輸入の義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害廃棄物等の越境移動が契約通りに完了できないときは、通報から90日以内又は関係国が合意する期間内に、輸出国は輸出者が当該廃棄物を引取ること（再輸入）を確保する。 <p>不法取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条約に基づく事前通告や輸入国等の同意が行われていない有害廃棄物等の越境移動等は不法取引とみなす。 ・廃棄物の国境を越える移動が輸出者又は発生者の行為の結果として不法取引となる場合には、輸出国は、通報から30日以内又は関係国が合意する期間内に、輸出者等による当該廃棄物の引取等の適切な措置をとる。 	<p>（ ）に係る担保措置は共通）</p> <p>【バ】我が国輸出者の責任で行われた未承認輸出等には、経済産業大臣、環境大臣の措置命令で対応 （ただし、これまでの本検討会において、近年循環資源の越境移動の活発化が進んでいる中で従前の措置命令実施要件等で十分に国際的な要請に対応できるのかどうかとの旨の問題提起をいただいているところ）</p> <p>【バ】【廃】我が国輸入者の責任で行われた不法輸入には、措置命令で対応。</p>

